

令 0 2 原機（科臨） 0 2 8  
令和 3 年 3 月 2 6 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設  
〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕に係る  
使用前検査申請書記載事項の変更届

〔ウラン棒状燃料の製作〕

平成 3 0 年 6 月 2 8 日付け 3 0 原機（科臨） 0 0 8 をもって申請（平成 3 1 年 4 月 4 日付け 3 1 原機（科臨） 0 0 3、令和元年 1 2 月 2 5 日付け令 0 1 原機（科臨） 0 1 8 及び令和 2 年 4 月 1 7 日付け令 0 2 原機（科臨） 0 0 3 で変更）した使用前検査申請書の記載事項の一部を以下のとおり変更したので、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 1 5 号）附則第 7 条第 1 項の規定により、改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき届け出ます。

## 記

### 1. 変更の内容

- 1) 申請書記載事項第7号「申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期」の記載を次のとおり変更する。

#### 変更前

7. 申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期  
令和4年2月

#### 変更後

7. 申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期  
令和5年1月31日

- 2) 申請書記載事項第3号「工事工程表」の別紙—1及び申請書記載事項第4号「検査を受けようとする事項、期日及び場所」の別紙—2の記載を次のとおり変更する。

変更前

○別紙—1について

工 事 工 程 表

設 備	平成30年			平成31年 令和元年				令和2年				令和3年				令和4年	
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4
1. 原子炉本体 (2) 燃料体 イ. ウラン 棒状燃料																	

○別紙—2について

検査を受けようとする事項、期日及び場所

事 項					
認可 番号	原規規発第 1805304 号	認可 年月日	平成30年5月30日	認可申請 番号	29 原機(科福開)007
検査申請 番号	30 原機(科臨) 008	検査申請 年月日	平成30年6月28日	変更 年月日	令和2年4月17日
工事名	STACY (ウラン棒状燃料の製作)				
検査対象名	検査項目	期 日	場 所		
STACY (定常臨界 実験装置) 施設 原子炉本体 燃料体 ウラン棒状燃料	材料検査 寸法検査 密度検査 溶接検査 外観検査 重量検査 充填ガス確認検査	平成30年 7月2日 ～ 令和4年 2月7日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所		

変更後

○別紙-1について

工 事 工 程 表

設 備	平成 30 年		平成 31 年 令和元年			令和 2 年			令和 3 年			令和 4 年			令和 5 年		
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4
1. 原子炉本体 (2) 燃料体 イ. ウラン 棒状燃料																	

○別紙-2について

検査を受けようとする事項、期日及び場所

事 項					
認可 番号	原規規発第 1805304 号	認可 年月日	平成30年5月30日	認可申請 番号	29 原機(科福開)007
検査申請 番号	30 原機(科臨) 008	検査申請 年月日	平成30年6月28日	変更 年月日	令和 3 年 3 月 26 日
工事名	STACY (ウラン棒状燃料の製作)				
検査対象名	検査項目	期 日	場 所		
STACY (定常臨界 実験装置) 施設 原子炉本体 燃料体 ウラン棒状燃料	材料検査 寸法検査 密度検査 溶接検査 外観検査 重量検査 充填ガス確認検査	平成 30 年 7 月 2 日 ～ 令和 5 年 1 月 31 日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所		

この他、設計変更又は追加要求が生じた構築物等（工事を伴わない構築物、系統及び機器を含む。）について、「試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則」（平成 25 年原子力規制委員会規則第 23 号）※との適合性確認結果の検査を行う。

※原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、なお従前の例による。

## 2. 変更の理由

試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期及び検査を受けようとする期日について、その後の工程調整に伴い、変更が必要になったため。また、設計変更又は追加要求が生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査の追加。

以上